

介護予防小規模多機能型居宅介護

重要事項説明書

社会福祉法人こもはら福祉会

重要事項説明書

1. 事業者

名称 社会福祉法人こもはら福祉会
所在地 三重県名張市西田原2000番地
代表者名 理事長 家里 英夫
電話番号 0595-66-1234

2. 事業所の概要

施設の名称 多機能ホーム はなの里
所在地 三重県名張市新田2940番地-6
電話番号 0595-48-7474
事業所番号 2491300212

3. 設備の概要

設備の種類	備 考
宿 泊 室	全室個室5部屋 9.17㎡ (電動ベッド、エアコン完備)
居間・食堂	73.16㎡
ト イ レ	2箇所
浴 室	一般浴槽、機械浴槽 各1

4. 職員の体制

職 種	常勤	非常勤	職 務 内 容
管理者	1名 (介護職員と兼務)		管理業務全般
介護支援 専門員	1名 (介護職員と兼務)		サービスの調整・相談業務・ 計画作成
介護職員	9人以上 (そのうち常勤1人以上)・日常生活上の介護業務		
看護職員		1名	健康管理等の医療業務

※ 利用者状況等により変動があります。

5. 職員の勤務体制

早 番 7:00～16:00 日 勤 8:30～17:30
遅 番 12:30～21:30 夜 勤 21:15～7:15

6. 事業実施地域及び営業時間

1 事業実施地域

名張市内

2 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	7:15～21:15
宿泊サービス	21:15～7:15
訪問サービス	8:30～17:30 (基本時間) 24時間対応可

7. 利用定員及び利用料金

1 利用定員

- 一 登録人数 29名
- 二 通いサービス 15名/日
- 三 宿泊サービス 5名/日

2 利用料金

利用料金は1ヶ月ごとの包括費用(定額)となります。

月の途中から登録された場合及び月の途中で登録を終了した場合には、その期間に応じて日割りした料金を、お支払いいただきます。

〔介護保険料〕

	要支援 1	要支援 2
サービス利用料金	3,509円	7,091円

※一定以上の所得がある方は介護保険料の負担が2割～3割となります。

○初期加算 31円/日

利用開始日から30日間(入院後再利用された場合にも発生します。)

○総合マネジメント加算Ⅰ 1221円/月

○サービス提供体制強化加算Ⅱ 649円/月

○介護職員等処遇改善加算Ⅰ

サービス利用料金に各種加算を加えた1ヶ月の単位数に1,000分の149を乗じた額/月

〔短期利用居宅介護費〕 1日あたり

	要支援 1	要支援 2
サービス利用料金	431円	540円

※一定以上の所得がある方は介護保険料の負担が2割～3割となります。

○サービス提供体制強化加算Ⅱ 22円/日

○介護職員等処遇改善加算Ⅰ

サービス利用料金に各種加算を加えた1ヶ月の単位数に1,000分の149を乗じた額/月

〔介護保険以外の利用料金〕

○宿泊料金 一泊2,500円

○食事料金 朝食350円 昼食600円 夕食550円

○テレビ貸出料金 一日 20円

○熱源機器料金 一日 10円（電気毛布等）

○オムツ代 実費

○洗濯代 1回 100円（必要時）

○クリーニング代（布団など） 必要時 実費

○レクリエーション費 利用者の希望により参加した活動の材料代等の実費

○通常の実施地域以外の交通費 実施地域を越えた地点から

10キロ未満 500円（片道）

10キロ以上 1000円（片道）

3 利用料金の支払い方法

介護保険料と介護保険外の費用を合算した1ヶ月分を、指定の金融機関への口座振替でお支払いいただきます。

8. サービスの概要

1 通いサービス

事業所にて、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

○食事 食事の提供及び食事の介助をします。

○入浴 利用者の状況に応じ、衣服の着脱、洗身等の介助をします。

○排泄 利用者の状況に応じ、適切な介助をします。

○機能訓練 利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下予防に努めます。

○送迎 利用者の希望により、自宅と事業所間の送迎をします。

○健康チェック 血圧測定等利用者の健康状態を確認します。

○相談・助言 利用者及び家族の日常生活における介護などに関する相談及び助言を行います。

2 宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供します。

3 訪問サービス

利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供します。

訪問サービス実施のための必要な備品等（水道、ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。

4 計画作成サービス

介護支援専門員（ケアマネジャー）による、利用者の特性を踏まえたケアプラン作成をします。

9. サービス利用にあたっての留意事項

- ① サービス利用の際には、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証を提示してください。
- ② 事業所の設備や器具等は本来の用途に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ③ 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。
- ④ 金銭や食べ物等のやり取りはご遠慮下さい。（金品等紛失の場合は自己責任となります。）
- ⑤ 事業所内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。

10. 事故発生の対応

サービス提供時に事故が発生した場合には、ご家族、名張市等に連絡を行い必要な措置を講じます。事故の状況を記録し、損害すべき事故の場合は、保険会社を通して損害賠償を行います。

（保険会社）あいおいニッセイ同和損保株式会社

「介護保険・社会福祉事業者総合保険」

11. 緊急時の対応

サービス提供時に体調悪化や病状の急変等の緊急時には、利用者の主治医や協力医療機関へ連絡し、必要な処置を講じます。また利用者のご家族にも連絡します。場合によっては、事業所の判断により救急車による搬送を要請することもあります。救急搬送の付き添い、その後の対応はご家族でお願いします。

協力医療機関については下記のとおりです。

（協力医療機関）

矢倉医院

名張市新田 2202-2

Tel : 0595-65-2251

アップル歯科クリニック

名張市下比奈知 3100-1

Tel : 0595-68-8708

(バックアップ施設)

特別養護老人ホーム第1 はなの里	名張市西田原 2000	TEL : 0595-66-1234
第2 はなの里	名張市百合が丘西 5-1	TEL : 0595-64-2525
第3 はなの里	名張市西田原 2100	TEL : 0595-67-1100
第5 はなの里	名張市百合が丘西 2-27	TEL : 0595-62-3535

1 2. 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 災害時には適切な対応ができるよう年2回の避難訓練を実施します。

1 3. 業務継続計画(BCP)の策定等

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの継続的な提供の実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- ② 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- ③ 定期的に、業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

1 4. 身体拘束等

- ① 利用者の身体拘束や虐待に当たる行為行わない、ただし、利用者又は他の利用者、従業員等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、機関等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。
- ② 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置を活用して行うことが出来るものとする)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を準備する。
 - (3) 介護職員その他の従業員に対して、身体拘束の適正化のための研修を定期的実施する。

15. 虐待の防止

- ① 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、事業所の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所の従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- ② サービス提供中に、当該従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

16. ハラスメント対策

- ① 職場におけるセクシャルハラスメント（上司や同僚に限らず、利用者やその家族から受けるものも含む）やパワーハラスメントの防止のために雇用管理上の措置を講じる。
- ② 利用者及び家族等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために事業主が雇用管理上の配慮として相談窓口を設置する等の措置を講じる。

17. 運営推進会議の概要

事業所の行う指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

13. 運営推進会議の概要

構成	利用者、利用者の家族、地域住民の代表、市職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等
開催	おおむね2ヶ月に1回
会議録	運営推進会議の内容、要望、助言等について記録する。

1 4. 相談・苦情の対応

サービスに関する相談・苦情は下記窓口で受け付けます。

苦情相談委員（第三者委員） 中嶋 俊子 0595-65-3556 杉尾 章 0595-65-3461
多機能ホーム はなの里 窓口担当者： 馬場 純一 受付時間：8：30～17：30 TEL：0595-48-7474
運営適正化委員会（三重県社会福祉協議会） 津市桜橋2-131 TEL：059-224-8111 Fax：059-213-1222
名張市福祉こども部 介護・高齢支援室 名張市鴻之台1番町1 TEL：0595-63-7599 受付時間：月～金（祝日除く）午前9：00～午後4：30
三重県国民健康保険団体連合会 保健介護福祉課 津市桜橋2丁目96番地 TEL：059-222-4165 受付時間：月～金（祝日除く）午前9：00～午後5：00

- ・ 苦情受付担当者は、①利用者からの苦情の受付（随時）、②苦情内容、利用者の意向等の確認と記録、③受け付けた苦情及びその改善状況の苦情解決責任者及び第三者委員への報告を行う。
- ・ 第三者委員は、①担当者から受けた苦情内容の報告聴取、②苦情内容の報告を受けた旨の苦情申出人への通知、③利用者からの苦情の直接受付、④苦情申出人への助言、⑤事業所への助言、⑥苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの立ち合い、助言、⑦苦情解決責任者からの苦情にかかる事案の改善状況の報告聴取、⑧日常的な状況把握と意見傾聴を行う。

令和 年 月 日

介護予防小規模多機能型居宅介護のサービス開始に当たり重要な事項を説明しました。

(事業者)

事業者名 多機能ホーム はなの里
所在地 三重県名張市新田2940番地—6
説明者氏名

介護予防小規模多機能型居宅介護のサービス開始に当たり重要事項説明を受け同意しました。

(利用者)

住所 _____

氏名 _____

(利用者代理人)

住所 _____

氏名 _____

(利用者との続柄：)